

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第67号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和35年鳥取市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「昇給号給数表（別表第7）」を「一般行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表（別表第7ア）」に改め、「掲げる号給数」の次に「（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第18条に掲げる職員にあっては、一般行政職給料表8級職員等昇給号給数表（別表第7イ）のB欄に掲げる号給数）」を加える。

第13条第1項中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第16条の2中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の見出し中「7級」を「8級」に改め、同条中「第4条第5項」を「第4条第7項第2号」に、「3級以上」を「4級」に改める。

第21条の3第2項中「第4条第7項」を「第4条第7項第1号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第8条、第19条関係）

昇給号給数表

ア 一般行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6 以上	5	4	2	0
	4 以上	3	2	1	0
	2 以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第4条第6項及び第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号給数は同条第6項の規定の適用を受ける職員に、下段の号給数は同条第7項第1号の規定の適用を受ける職員に適用する。

イ 一般行政職給料表 8級職員等昇給号給数表

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第18条に掲げる職員に適用する。

別表第8中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。